

令和2年第5回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年3月30日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	髙山洋美
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町教育振興基本計画の策定について

日程第 4 議案第 2 号 大山町立小・中学校教職員の業務量の適切な管理
その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育
職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき
措置に関する規則の制定について

日程第 5 議案第 3 号 大山町立小・中学校教職員の勤務時間の上限に関する
方針の制定について

日程第 6 議案第 4 号 大山町教育支援センター「寺子屋」の運営方針の
一部改正について

日程第 7 議案第 5 号 大山町学校施設等長寿命化計画の策定について

日程第 8 議案第 6 号 大山町立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る
共済掛金に関する規則の制定について

日程第 9 議案第 7 号 大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を
改正する規則について

- 日程第10 議案第8号 大山町教育委員会事務局組織規則の一部を
改正する規則について
- 日程第11 議案第9号 大山町人権教育推進員設置規則の一部を
改正する規則について
- 日程第12 議案第10号 令和2年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 日程第13 議案第11号 指定学校の変更について
- 日程第14 議案第12号 区域外就学について
- 日程第15 議案第13号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和2年4月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
3 月 1 日	日	大山さんサンフェスティバル(旧大山分館まつり)※展示のみの開催
2 日	月	全員協議会、大山町議会3月定例会(報告、提案理由説明)
3 日	火	六長合同会議、大山町教育振興会評議員会
4 日	水	大山町議会3月定例会(全議案の質疑・補正予算の討論・採決)
5 日	木	県立高校入試(~6日)
6 日	金	大山青年の家給食会協議
7 日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(白兔会館~8日)
9 日	月	管理職会、臨時校長会
10 日	火	中学校卒業証書授与式、臨時教育委員会(非公開:人事関係)
12 日	木	全員協議会、議会一般質問(~13日)、新型コロナウイルス感染症対策会議
13 日	金	管理職会、臨時校長会
17 日	火	全員協議会、日本海新聞ふるさと大賞2019表彰式(大山支所)
18 日	水	大山青年の家給食会協議、大山町障害者計画・生涯福祉計画及び障害児福祉計画中間評価委員会
19 日	木	小学校卒業証書授与式、管理職会、総合教育会議
23 日	月	全員協議会、大山町議会3月定例会(補正予算以外の討論・採決・閉会)
24 日	火	教職員離任式(大山支所)
25 日	水	大山・庄内保育所卒所式、第3回社会教育委員、公民館運営審議会委員合同会議
26 日	木	大山きゃらぼく・中山みどりの森保育園卒園式、県社会教育理事会(中部総合事務所)、組合本交渉
27 日	金	名和さくらの丘保育園卒園式、大山青年の家給食会(LAST&感謝状)、教職員加配説明会(倉吉体育文化会館)、新型コロナウイルス感染症対策会議(県庁)
30 日	月	定例教育委員会

今 後 の 予 定

31 日	火	退任式
------	---	-----

4月1日(水) 大山町役場辞令交付式、大山町教育委員会辞令交付式、町教職員へのあいさつ式

4月7日(火) 町内小中学校始業式

4月8日(水) 町内小中学校入学式(小学校:午前、中学校:午後)

議案第1号

大山町教育振興基本計画の策定について

大山町教育振興基本計画を次のように定める。

令和2年3月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 大山町教育振興基本計画 別紙のとおり

議案第 2 号

大山町立小・中学校教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の制定について

大山町立小・中学校教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則を以下のとおり定める。

令和元年 3 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見寛幸

大山町立小・中学校教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定に基づき、教育職員の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適正な管理及びその他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項を定めるものとする。

(上限時間)

第 2 条 大山町教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 4 6 年法律第 7 7 号)第 2 条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、町内小・中学校に所属する教育職員が業務を行う時間(同法第 7 条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日(代休日指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間(以下、「時間外業務時間」とする。)について、次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 月について 4 5 時間
- (2) 1 年について 3 6 0 時間

2 大山町教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外業務時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(その他の事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附則 この規則は令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大山町立小・中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について

大山町立小・中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針を下記のとおり定める。

令和元年 3 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1 別紙のとおり

議案第4号

大山町教育支援センター「寺子屋」の運営方針の一部改正について

大山町教育支援センター「寺子屋」の運営方針の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

大山町教育支援センター「寺子屋」の運営方針

大山町教育支援センター「寺子屋」の運営方針の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の表中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>【寺子屋入級までの手続き】</p> <p>① 見学・・・学校が電話で申し込み、<u>本人・保護者と学校の教員</u>が見学をする。</p> <p>② 体験通級・・・見学を経て、学校連絡会等で協議して目的を明確にし、一定期間の体験を実施する。</p> <p>③ 正式通級・・・体験通級を経て、学校連絡会等で協議し目的を明確にし、<u>学校長の判断</u>で正式通級とする。</p>	<p>【寺子屋入級までの手続き】</p> <p>④ 見学・・・学校が電話で申し込み、<u>本人と保護者</u>が見学をする。</p> <p>⑤ 体験通級・・・見学を経て、学校連絡会等で協議して目的を明確にし、一定期間の体験を実施する。</p> <p>正式通級・・・体験通級を経て、学校連絡会等で協議し目的を明確にし、<u>学校長の判断</u>で正式通級とする。</p>

議案第5号

大山町学校施設等長寿命化計画の策定について

大山町学校施設等長寿命化計画を次のように定める。

令和2年3月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 大山町学校施設等長寿命化計画 別紙のとおり

議案第 6 号

大山町立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について

大山町立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 0 日

大山町教育委員会

教育長 鷲見 寛 幸

大山町立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 17 条第 4 項の規定に基づき、法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する災害共済給付に係る共済掛金(以下「共済掛金」という。)の額及びその徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第 2 条 前条の規定により、保護者負担額(一人あたり年額)を次のとおり定める。

1	町内小・中学校	(一般)	4 6 0 円
		(要保護)	2 0 円

ただし、要保護及び準要保護児童生徒については、経済的理由によりこれを徴取しない。

(共済掛金の免除)

第 3 条 共済掛金は、大山町教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた場合は、これを徴取しない。

(納付方法)

第 4 条 学校は、第 2 条第 1 項に定める額を保護者から徴取し、各年度 6 月 3 0 日までに納入する。

(共済掛金の不還付)

第 5 条 既納の共済掛金は還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第7号

大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月30日

大山町教育委員会

教育長 鷺見寛幸

大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大山町立小中学校通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
学校名	通学すべき区域(部落)	学校名	通学すべき区域(部落)
略		略	
大山西小学校	平田、上万、稲光、妻木、荘田、長田、富岡、安原、保田、福尾、上野、所子、平木、神原、上中高、中高一、二、三区、中高西区、野田、清原、唐王、大山口、大山口団地、新栄、栄、未長、国信、未吉、あずみの郷、 <u>大山口新団地、ニューヴィータ</u>	大山西小学校	平田、上万、稲光、妻木、荘田、長田、富岡、安原、保田、福尾、上野、所子、平木、神原、上中高、中高一、二、三区、中高西区、野田、清原、唐王、大山口、大山口団地、新栄、栄、未長、国信、未吉、あずみの郷

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 0 日

大山町教育長 鷺見 寛幸

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該部分を削る。

改正後	改正前
第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課（略） 社会教育課 <u>(1)～(11)</u> （略） <u>(12)</u> 国際交流（国際化事業）に関すること。 <u>(13)</u> 教育に関する法人に関すること。 <u>(14)</u> 所掌事務に係る広報に関すること。 <u>(15)</u> 大山青年の家給食会に関すること。 教育支援センター（略）	第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課（略） 社会教育課 <u>(1)～(11)</u> （略） （新設） <u>(12)</u> 教育に関する法人に関すること。 <u>(13)</u> 所掌事務に係る広報に関すること。 <u>(14)</u> 大山青年の家給食会に関すること。 教育支援センター（略）

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

大山町人権教育推進員設置規則の一部を改正する規則について

大山町人権教育推進員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月30日

大山町教育長 鷺見 寛幸

大山町人権教育推進員設置規則の一部を改正する規則

大山町人権教育推進員設置規則（平成17年大山町教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該部分を削る。

改正後	改正前
(推進員の条件、任期等) 第2条 <u>教育委員会事務局に人権教育推進員を置く。</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> (削る) (職務) 第3条 (略) (服務) 第4条 <u>推進員は、非常勤の職員とし、勤務は週31時間程度とする。</u>	(推進員の条件、任期等) 第2条 <u>推進員は、次の条件を満たす者を、大山町教育委員会が委嘱する。</u> <u>(1) 健康で活動的であること。</u> <u>(2) 原則として70歳未満であること。</u> <u>(3) 教育全般に関して豊かな識見を有し、かつ、人権教育に関する指導技術を身につけていること。</u> <u>(4) 住民から信頼されていること。</u> 2 <u>任期は1年以内とし、再任は妨げない。</u> (職務) 第3条 (略) (服務) 第4条 <u>推進員は、非常勤の職員とし、勤務は週30時間程度とする。</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 10 号

令和 2 年度 要保護児童生徒の認定について

令和 2 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

令和 2 年 3 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

1. 令和 2 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第 10 号

令和 2 年度 準要保護児童生徒の認定について

令和 2 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

令和 2 年 3 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

1. 令和 2 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 5 6 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第 1 1 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 2 年 3 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 12 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

令和2年3月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 3 件（詳細別紙） 認定件数 件